

「長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）（案）」へのご意見と県の考え方

建設部建築住宅課

1 募集期間 令和3年2月1日（月）から令和3年3月2日（火）まで

2 件数 2件（2名）

3 ご意見の概要と県の考え方

No	項目等	お寄せいただいたご意見等の概要	県の考え方(対応等)
1	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（P25-26）	<p>弊社は長野県の公共施設を施設課の発注で耐震診断や耐震補強設計、監理を履行した実績を有しており、木造については耐震解析ソフトなども用意しましたが、地域の皆様の住宅やオフィスに今一つ活かせていないのが現状です。耐震化制度について完全に把握しておりませんので既に行えることかもしれませんが、地域の方から相談を受けた時に無料診断（診断料を一定額まで県が給付）や補助金を使った設計、工事が弊社を通じて行えるととても嬉しいです。以前の無料診断は派遣される診断者が弊社で無かった気がしますが、制度が変わってしまいましたら申し訳ありません。</p> <p>弊社も長野県のSDGs登録されましたので、建築関係で地域社会に貢献して行きたい想いがあります。ですので、長野県で本件に関する認定を受けた設計事務所が、長野県と県民の架け橋になれるような仕組みを作って頂けると助かります。</p> <p>ご検討の程、よろしくお願いいたします。</p>	<p>SDGs推進企業に登録され、積極的にSDGs達成に向けて取り組んでいただきありがとうございます。</p> <p>本計画に係る取組としまして、住宅の耐震診断については、住宅所有者から各市町村へ申込みいただき、市町村から耐震診断士を派遣して無料で診断を行う事業を実施しております。</p> <p>また、県で登録した耐震診断士や耐震改修に携わる事業者（大工、工務店、建築士等）を対象とした講習を履修した事業者情報を一覧にして、県HPでの公表や市町村窓口への提供により、相談者向けに活用しているところです。</p> <p>いただきましたご意見の趣旨を踏まえ、今後も関係団体等とも連携を図りながら、住宅所有者が安心して適切な事業者を選択出来る仕組みづくりを推進してまいります。</p>

No	項目等	お寄せいただいたご意見等の概要	県の考え方(対応等)
2	<p>耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策(P29)</p>	<p>個人としての意見ではありますが全体を通じて希望、要望がありましたので意見具申させていただきます。</p> <p>私は理髪店を経営しております。建物は築80年以上の古いものになります。</p> <p>改築やリフォームをその都度行っておりましたが、市の耐震診断を無料で受けることができるとのことで診断を受けました。結果は、0.3以下というとても危険な状態と診断されました。店舗兼住宅ですので、営業をしながら家族が同居している現状です。</p> <p>耐震診断の結果を踏まえ、事業継承も視野に入れて耐震改修に着手することにしました。いかんせん古く、度かさなる改修により図面もなく、測量からやり直しているところです。</p> <p>そこで改修に当たって、住宅にも多数の者が利用する施設にも当たらず、いろいろな障壁が出てきています。古民家にも当たりません。</p> <p>店舗兼住宅、事業継承などの部分を探しましたがなかなか該当部分が見つかりませんでした。そのような観点から小規模事業者に対しての助成や、手引きを明確に打ち出してはいただけないでしょうか。</p> <p>昨今の新型コロナ感染防止対策もあって、小規模店舗は苦境に立たされています。くわえて、先日の福島での震度6強の東日本大震災の余震もあって、耐震補強は急務と考えています。小さいながらですが、長時間お客様も滞在する店舗ですので、以</p>	<p>本計画に係る取組としまして、住宅の耐震改修については、住宅所有者から各市町村へ申込みいただき、耐震改修工事に要する費用に対して一定額を補助する事業を実施しております。</p> <p>市町村によって違いがありますが、店舗等の併用住宅についても住宅部分の面積が過半の場合等は補助対象となります。詳しくは市町村の耐震相談窓口へご相談をお願い致します。</p> <p>いただきましたご意見の趣旨を踏まえ、今後も市町村と連携し、耐震化に対する支援及び啓発に係る取組の強化を推進してまいります。</p>

		<p>前の地震の際にはお客様を施術中の被災でした。</p> <p>私たち自身の命を守ることももちろんですが、お客様に対しても安心安全を提供できるように、感染拡大防止に加えて耐震改修を行いたいと思います。</p> <p>小規模事業者の特に店舗兼住宅に対しての手厚い助成が行われますように強く要望いたします。</p>	
--	--	--	--